

## がんばる外国人材キャリアアップ応援企業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 宮城県は、雇用する外国人材に対し日本語学習、技能習得及び資格取得等、外国人材のキャリアアップに資する取組を行う県内企業に対し、その取組のために要する経費について、予算の範囲内において「がんばる外国人材キャリアアップ応援企業補助金」(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 技能実習 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)(以下「入管法」という。)別表第一の二に掲げられる技能実習の在留資格のことをいう。
- (2) 特定技能 入管法別表第一の二に掲げられる特定技能の在留資格のことをいう。
- (3) 特定活動 入管法別表第一の五に掲げられる特定活動の在留資格のうち、交付決定のあった日の属する年度の2月28日までに技能実習又は特定技能に移行を予定している者のことをいう。
- (4) 外国人材 技能実習、特定技能及び特定活動の在留資格を有する者のことをいう。

(補助事業者)

第3条 この要綱において、補助事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうち、知事が相当と認める者とする。

- (1) 宮城県内に事務所又は事業所を有する法人
- (2) 交付申請時点において、現に外国人材を雇用している者又は実績報告時までに外国人材の雇用を開始する計画がある者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者に該当しない者
- (4) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者
- (5) 県税に未納がない者

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費として、国や県等の補助金又は助成金等の交付を受けているときは、当該事業は補助対象事業とはしない。
- 3 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から2月28日までとする。
- 4 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、次に掲げる者については、消費税及び地方消費税に相当する額を含めて申請することができる。

- (1) 消費税法における納税義務者とならない事業者
- (2) 免税事業者である事業者
- (3) 消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)事業者

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書(別記様式第1号別紙1)
- (2) 誓約書(別記様式第1号別紙2)
- (3) キャリアアップ計画書兼実績報告書(別記様式第1号別紙3)
- (4) 見積書の写しその他の補助対象経費の積算の根拠となる資料
- (5) 県税納税証明書(発行から3か月以内のもの)
- (6) 補助事業の対象としようとする外国人材の在留資格を証明する書類(在留資格認定証明書又は在留カードの写し等)
- (7) 補助事業の対象としようとする外国人材を雇用していること又は雇用を予定していることを証明する書類(雇用契約書の写し又は採用通知書の写し等)
- (8) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 知事は、第5条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 知事は、審査にあたり、第3条第4号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

3 知事は、規則第5条の規定により、第1項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定による本補助金の交付の申請を取下げようとするときは、前条の規定による通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第8条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日（当該事業の中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の変更については、この限りではない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、別記様式3号により知事の承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告の様式は、別記様式第4号によるものとし、その提出期限は、事業完了後（補助事業の廃止の承認を受けた場合は承認を受けた日）30日以内又は交付決定日が属する県の会計年度の2月28日のいずれか早い日までとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支報告書（別記様式第4号別紙1）
- (2) キャリアアップ計画書兼実績報告書（別記様式第1号別紙3）
- (3) 補助事業実施に係る支出を証する書類（領収書及び通帳の写し等）
- (4) 補助事業の対象となった外国人材を雇用していることが確認できる書類（雇用契約書の写し等（交付申請時から変更があった場合に限る。））
- (5) 補助事業の対象となった外国人材の在留資格を証する書類（在留資格認定証明書又は在留カードの写し等（交付申請時から変更があった場合に限る。））
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、第12条第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付し

た条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

#### (補助金の交付方法)

第14条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとし、事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第5号により知事に請求するものとする。

#### (交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 知事は、第10条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一つに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約した場合に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合
- (6) 補助事業者が、第12条の規定による補助事業実績報告書の提出を怠った場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

#### (その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、令和7年8月20日から施行し、令和7年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。

3 外国人材高度化転換補助金交付要綱（令和6年10月23日施行）は、廃止する。

## 別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金の額
<p>補助事業者において雇用する外国人材が現在の職場で長期的に活躍する人材となるために補助事業者が実施する以下の取組</p> <p>(1) 外国人材の日本語学習及び日本語能力を測定するための試験の受験に対する支援</p> <p>(2) 外国人材の技能習得及び技能水準を測定するための試験の受験に対する支援</p>	<p>需用費（教材購入に要する費用）</p> <p>報償費（外部講師への謝金）</p> <p>旅費（研修の受講及び試験の受験に要する交通費並びに外部講師に対する交通費）</p> <p>役務費（研修の受講料及び試験の受験料）</p> <p>使用料及び賃借料（会場利用に要する費用）</p>	1 / 2 以内	補助対象経費に補助率を乗じて得た額 (補助事業者一人につき10万円を上限とする。)